

住民税・森林環境税のしくみ

住民税・森林環境税とは？

住民税（市民税・県民税）・森林環境税（国税）は、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して年税額を計算します。1月1日に鈴鹿市に住んでいる方を対象に鈴鹿市から納税通知書を送付します。

住民税・森林環境税の徴収方法は次の3種類です。

- ① 普通徴収
- ② 公的年金等からの特別徴収
- ③ 給与からの特別徴収

それぞれの徴収方法について具体的な内容は、以下のとおりです。

① 普通徴収・②公的年金等からの特別徴収

普通徴収・公的年金等からの特別徴収の方には6月頃に以下のような納税通知書をご自宅に送付します。



① 普通徴収とは

●主な対象者

年金や給与から住民税・森林環境税を差し引くことができない方

○納付方法

口座振替または以下のような納付書を使って、ご自身で納めていただきます。

※口座振替にするには、手続きが必要です。口座振替の場合は、納付書を同封していません。



○納期限（土日祝のときは翌平日）

第1期	第2期	第3期	第4期
6月末	8月末	10月末	翌年1月末

② 公的年金等からの特別徴収とは

●主な対象者

4月1日時点で65歳以上の公的年金等受給者

※ただし、上記の条件に当てはまる方でも年金の金額が基準に満たない方や、天引きする税額に変動があった場合など公的年金等からの特別徴収にならない方もいます。

○納付方法

年金から天引きします。

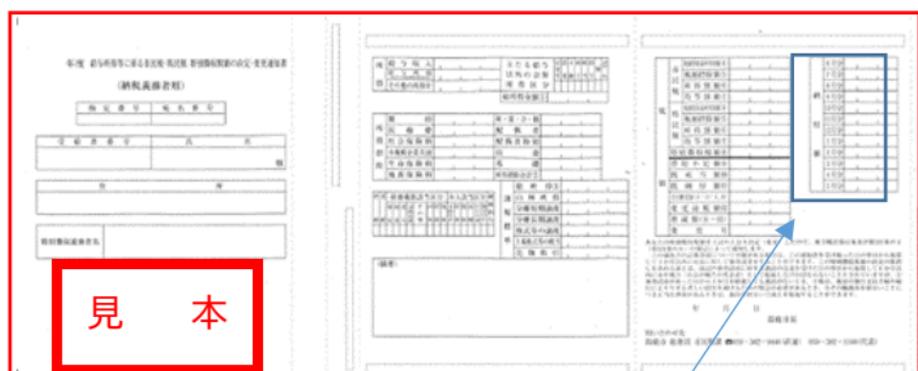
※年金からの天引きは毎年継続するとは限りません。年金から天引きすることができず、ご自身で納めていただく場合がありますので納税通知書を毎年必ずご確認ください。

③ 給与からの住民税・森林環境税の特別徴収

●主な対象者

前年中に給与の収入があって、現在も給与を支給されている方。対象の方には以下のような

税額通知書が勤務先から交付されます。



毎月の天引き額が記載されています。

○納付方法

毎月の給与から天引きされます。

○年度途中で就職・退職した場合

年度の途中で就職・退職した場合、徴収方法が切り替わります。

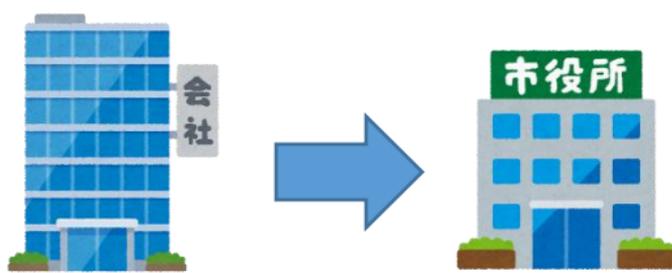
・就職の場合

普通徴収 → 特別徴収

・退職の場合

特別徴収 → 普通徴収

切り替えについては、勤務先からの届出が必要です。ご自身で市役所に対して行う手続きはありません。



住民税・森林環境税よくある質問Q & A

普通徴収は4期に分かれています。それぞれ何月から何月までの分ですか？

普通徴収は、前年の1月から12月までの所得に対して計算された年税額を、4回に分けて納めることができるものであり、何月の分ということではありません。納期より早く納めることはできますので、1期（6月）に4期までの分をまとめて納めることもできます。



年度途中で鈴鹿市から引っ越す場合はどうなりますか？

住民税・森林環境税はその年の1月1日時点で居住されていた市区町村に納めていただくものです。もし年度途中で引っ越される場合でもその年度分の住民税・森林環境税は鈴鹿市に納めていただくこととなります。引っ越し先と鈴鹿市で二重に課税されることはありません。

扶養に入っているのに住民税・森林環境税がかかっているのはなぜですか？

扶養に入ることができる所得と住民税・森林環境税が非課税になる所得の基準は違います。そのため、扶養に入っても住民税・森林環境税がかかることがあります。

所得が前年と同じくらいなのに、税額が高く（安く）なっています。

税額が前年と異なる場合は、税制改正の影響を別にすると、所得の増減や所得から差し引く所得控除の増減が影響しています。所得が変わらない場合は、所得控除が違うことが考えられますので、扶養控除や医療費控除などを前年と比べてみてください。

軽自動車税種別割のしくみ

軽自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。5月上旬に納税通知書を郵送しますので、5月末（土日の場合は翌平日）の納期限までに納付していただきますようお願いいたします。

なお、軽自動車税種別割は自動車税種別割のような月割制度はありません。



口座振替を推奨いたします

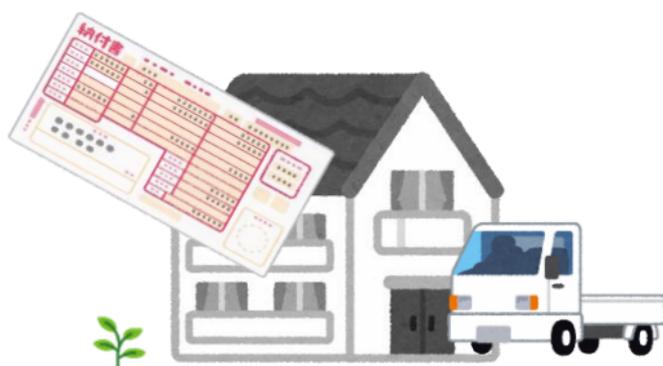
手続きをしていただくことにより、軽自動車税種別割を口座振替で納めていただくこともできます。納期限に指定された口座から引き落としを行いますので、納め忘れを防ぐことができます。また、金融機関やコンビニなどへ足を運ぶ手間が省けますので、大変便利です。

軽自動車税種別割 よくある質問Q & A

4月2日に原動機付自転車（125cc以下）を知人に譲渡し、手続きも行っているのですが、軽自動車税種別割の納税通知書が送られてきました。私が税金を納めなければいけませんか？

軽自動車税種別割は、4月1日現在、所有（登録）している方に課税されます。

4月2日に譲渡をされても、今年度はあなたに課税されます。譲り受けた方は来年度から課税されることとなります。



軽自動車を5月に廃車しました。納付した税金は戻りますか？

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり、月割制度がありません。よって、年度の途中で軽自動車を廃車したとしても税金の還付はありません。

軽自動車税種別割は、毎年4月1日を基準日として課税しますので、4月2日以降に廃車された場合には、その年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

車検用納税証明を紛失したのですが、どのようにしたら良いですか？

市役所本館1階戸籍住民課(5番窓口)および、鈴鹿市内の各地区市民センターで発行しています。手数料は無料です。

なお、令和5年1月から軽JNK Sの運用により、三輪以上の軽自動車については、車検時の納付確認が電子化されたため、納税証明書の提示が原則不要となりました。

ただし、軽JNK Sで納付確認ができない場合は、従来どおり納税証明書の提示が必要となる場合があります。

昨年10月に軽自動車の名義変更をしているのに納付書が届いたのはなぜですか？

名義変更の手続きを三重県外で行った場合は新しい車検証のコピーなどを市民税課まで提出していただく必要があります。

詳しくは、よくある質問の[“税止めのページ”](#)をご覧ください。

鈴鹿市から転出後、納税通知書が届かないのですが、どのようにしたら良いですか？

鈴鹿市から転出後に住所変更した場合、住所が把握できなくなるため納税通知書が届かないことがあります。現住所を市民税課税政グループへご連絡ください。

また、定置場（車両を保管する場所）が変更となる場合、登録変更（ナンバープレートの変更）の手続きをお願いします。

○原付・小型特殊：鈴鹿市で廃車の手続き後、転出先の市町村でご登録ください。

※市町村によっては鈴鹿市のナンバープレートの廃車ができる場合がありますので、転出先の市町村役場の軽自動車税係へお尋ねください。

○軽二輪・小型二輪・軽四輪：県内へ転出の場合、取扱窓口は[こちら](#)です。

県外へ転出の場合、転出先の運輸支局、または軽自動車検査協会にて詳しい手続き方法をご確認ください。

軽自動車種別割の金額が昨年度より上がっているのはどうしてですか？

次のような理由が考えられます。

○最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率が適用されるため、税額が上がりました。

例) 自家用乗用車の場合

7,200円→12,900円

○環境負荷の小さい三輪および四輪の軽自動車（新車に限ります）は取得した日の属する年度の翌年度分に限り軽減がありますが、それ以降は標準税率が適用されるため、税額が上がりました。



税務行政にご理解ご協力のほど
よろしくお願い
申し上げます。



市民税課

☎ TEL

<住民税に関すること>

059-382-9446

<軽自動車税種別割に関すること>

059-382-9006

📠 FAX

059-382-7604

✉ shiminzei@city.suzuka.lg.jp
